

第2回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 書

公 売 公 告

県有林林産物第2回(7月)一般公売を次により林務環境事務所長が執行しますので現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時

* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 7月17日 (火)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階401会議室	中北林務環境 事務所長	9時40分 ~ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 7月18日 (水)	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 103会議室	峡東林務環境 事務所長	9時40分 ~ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当
峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 0551-23-3092
TEL 0553-20-2724

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」及び「その他不用品の買入(15-12)」の業種へ登録した者として、入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金
原則、免除します。

7 入 札
消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

原則、免除します。

9 契約締結期限

落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 その他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

平成30年7月4日

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内ただし1千立方メートル以上を売り払うときは8箇月以内	利付国債 その他政府の保証のある債券 銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利1.00% (違約金) 年利14.60%
素材	1件の売り払い代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

林務環境事務所長
殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓔ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第2回 (7月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考	落札金額 (円)	
中北	101	南アルプス市 高尾山	46 い14	3.43	ひのき	用材	16-20	172	39.16	搬出期間 13ヶ月		
						"	22-28	458	180.08			
						"	30-54	86	62.89			
						ひのき小計			716			282.13
					あかまつ	用材	30-54	86	126.05			
							あかまつ小計		86			126.05
					からまつ	用材	10-28	143	92.04			
						"	30-54	258	241.24			
						からまつ小計		401	333.28			
					小径木(針)	チップ等		800	312.70			
					小径木(広)	チップ等		29	14.01			
						小径木小計		829	326.71			
						計		2,032	1,068.17			
<p>部分林 水源かん養保安林 59年生人工林</p> <p>(公売条件)</p> <p>1 林地の保全に十分配慮し、必要に応じて措置を講ずること。 2 末木枝条については、伐採区域全体において分散処理すること。 3 集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。</p> <p>(調査方法) 樹種、材積は標準地調査法による。</p>												

第2回 (7月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考	落札金額 (円)	
中北	102	南アルプス市 高尾山	46 い15外	3.20	ひのき	用材	16-20	427	120.00	搬出期間 15ヶ月 部分林 水源かん養保安林 47年生人工林 (公売条件) 1 林地の保全に十分 配慮し、必要に応じて 措置を講ずること。 2 末木枝条について は、伐採区域全体にお いて分散処理するこ と。 3 集材搬出路、集積、 造材作業箇所につ いては、林務環境事務 所と協議すること。 (調査方法) 樹種、材積は標準地調 査法による。		
						"	22-28	1,226	675.46			
						"	30-54	374	395.20			
						ひのき小計			2,027			1,190.66
						小径木(針)	チップ等		1,467			560.27
						小径木(広)	チップ等					
						小径木小計			1,467			560.27
						計			3,494			1,750.93

第2回 (7月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考	落札金額 (円)	
中北	103	葦崎市 鈴嵐	402 と8	2.74	あかまつ	用材	10-28	3	1.90	搬出期間 12ヶ月 部分林 水源かん養保安林 61年生人工林 (公売条件) 1 林地の保全に十分 配慮し、必要に応じて 措置を講ずること。 2 末木枝条について は、伐採区域全体にお いて分散処理するこ と。 3 集材搬出路、集積、 造材作業箇所につ いては、林務環境事務 所と協議すること。 (調査方法) 樹種、材積は毎木調査 法による。		
						"	30-54	48	65.08			
						"	56-	8	25.31			
					あかまつ小計				59			92.29
					からまつ	用材	10-28	253	120.12			
						"	30-54	286	292.45			
					からまつ小計				539			412.57
					くり	用材	22-54	18	17.66			
						くり小計						18
					なら類	用材	32-54	7	9.83			
						ならのき小計						7
					とち類	用材	32-54	2	2.41			
						とち類小計						2
					小径木(針)	チップ等						247
小径木(広)	チップ等				505	203.09						
小径木小計					752	335.82						
計					1,377	870.58						

第2回 (7月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考
峡東	202	甲州市 塩山中萩原 萩原山	80 と1	4.52	ひのき	用材	12～14	8	0.99	搬出期間 21ヶ月 部分林
						"	16～20	59	12.21	
						"	22～28	77	33.13	
						"	30～54	42	36.68	
							小計	186	83.01	
					あかまつ	用材	12～18	38	20.78	水源かん養保安林 64年生人工林 (公売条件)
						"	30～54	215	268.57	
							小計	253	289.35	
					からまつ	用材	12～18	771	351.34	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。
						"	30～54	479	617.26	
						"	56～	3	11.90	
							小計	1,253	980.50	
					さわら	用材	12～18	1	0.60	2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。
							小計	1	0.60	
					くり	用材	22～54	28	17.60	3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。
							小計	28	17.60	
					みずき類	用材	16～20	1	0.21	4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。
						"	22～54	4	4.96	
							小計	5	5.17	
					せんのき	用材	32～54	2	2.78	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法
	小計	2	2.78							
ナラ類	用材	22～30	32	13.35						
	用材	32～54	9	7.17						
		小計	41	20.52						
	計			1,769	1,399.53					
	小径木(針)	チップ等		560	196.23					
	小径木(広)	チップ等		668	158.87					
	計			1,228	355.10					
合計				4.52				2,997	1,754.63	

第2回 (7月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考
峡東	203	甲州市 勝沼町深沢 深沢山	86 ぬ1	3.42	すぎ	用材	12～14	2	0.27	搬出期間 20ヶ月
						"	16～20	27	6.47	
						"	22～28	78	41.76	
						"	30～54	101	136.05	
						"	56～	2	7.43	
							小計	210	191.98	
					ひのき	用材	12～14	1	0.15	部分林 水源かん養保安林 71年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。
						"	16～20	113	26.44	
						"	22～28	389	188.72	
						"	30～54	404	394.43	
						"	56～	2	5.85	
							小計	909	615.59	
					あかまつ	用材	10～28	17	9.27	2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。
						"	30～54	80	108.31	
							小計	97	117.58	
					くり	用材	22～54	16	17.72	3 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所等については、林務環境事務所と協議すること。
							小計	16	17.72	
					けやき	用材	22～54	14	14.32	4 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。
						"	56～	1	2.44	
							小計	15	16.76	
					みずき類	用材	22～54	11	5.36	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法
							小計	11	5.36	
					ナラ類	用材	22～30	2	1.11	
"	32～54	1	0.77							
"	56～	1	3.01							
	小計	4	4.89							
	計			1,262	969.88					
	小径木(針)	チップ等		1,401	321.17					
	小径木(広)	チップ等		482	171.66					
	計			1,883	492.83					
合計				3.42				3,145	1,462.71	